

【設立認証申請】

二本松市に対し、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の設立認証申請があったのでお知らせします。

なお、申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書は、設立認証申請を受理した日から2ヶ月間、総務部企画財政課（二本松市役所4階）で縦覧されております。

<平成27年3月27日公告>

名称	特定非営利活動法人 みらい
代表者の氏名	理事長 川岸 賢雄
主たる事務所の所在地	福島県二本松市東新殿字古谷42番地2号
定款に記載された目的	この法人は、これからも増加傾向にある障がい者に対して、介護・福祉サービスに関する事業を行い、障がい者を支える健全な社会づくりの問題の改善や解決を図り、民間による障がい者が安心して暮らせる町づくりの向上と障がい者の健康管理の増進に寄与することを目的とする。